

【会議録概要】 会議名：ニセコ町防災会議（平成24年度第2回）

開催日	平成25年3月28日 木曜日	会議時間	開会 14:00 閉会 15:30
会議場所	ニセコ町民センター研修室1	記録者	総務課総務係 主事 稲見唯睦
出席者	委員 片山健也会長、上野貴弘委員、高瀬達矢委員、藤田明彦委員、矢橋健雄委員、 一條秀己委員、牧野雅之委員、久保吉幸委員（代理出席） 事務局 林知己副町長 総務課 千葉敬貴参事、佐藤英征係長、馬淵淳主任、稲見唯睦主事		
欠席者	菊地博委員、中尾忠司委員、高林永次委員		

会議日程

(1) 議事

- ①ニセコ町地域防災計画の一部修正（案）について
 - ・ ニセコ町地域防災計画の一部修正（案）の修正項目 資料1
 - ・ ニセコ町地域防災計画（2011年2月16日修正）新旧対照表 資料2
- ②ニセコ町地域防災計画「原子力防災計画編」（案）について
 - ・ ニセコ町地域防災計画原子力防災計画編」（案） 資料3
- ③意見交換、その他

会議内容

<p>14:00開会</p> <p><会長挨拶></p> <p>片山会長から開会の挨拶</p> <p><報告></p> <ul style="list-style-type: none"> ①ニセコ町地域防災計画の一部修正（案）について 資料1 ②ニセコ町地域防災計画「原子力防災計画編」（案）について 資料2 <p>1. 開会のあいさつ</p> <p>会長：防災会議を開催させていただきます。</p> <p>これまでご承知のとおり、東日本大震災を受けて福島第一原子力発電所の事故がいまだ終息していない状況であります。国もこれまでの原子力推進一辺倒から規制をとということでのこの周辺地域の防災計画の見直しもあり、ニセコ町も役場の位置で29.5kmと30km圏に関して北海道ではUPZを配置し、その地域においては地域防災計画の中に原子力についての記述を含め、避難・誘導の計画を含めて万全の態勢をとということになったもので、昨年からは私どもはこの作業を進めてまいりました。</p> <p>それから、泊原子力発電所周辺4町村は、協定を結んで色々な安全対策についてはこれまで協議されてきておりましたが、私どものところは、私が地域防災計画の検討を当時担当しておりましたが、原子力については記述すること自体だめだということで、道の担当から一切の記述はしないようにと話がされまして、前回の見直しの時に原子力という言葉だけは入れさせていただいたという経緯があります。</p> <p>今回は全面的に原子力についての安全対策を記述するという改正があったものであり、このニセコ地域の特性をしっかりと記述し、考えながら原子力災害時の安全対策に向けた取り組みを計画の中に入れようということを進めております。</p> <p>私どもの町は、まちづくり基本条例という条例があって、この中で条例や計画について</p>

は、あらかじめ首長がすべて決めるのではなく、必ず色々な場で情報共有をしながら熟度に応じて決めていく、そして最終的に判断する場合については、もちろん委員会の場もそうですが、町の方針に沿っているか、ホームページに載せる、告示をする、といった形で、住民のみなさんにお知らせして、その意見を受けて最終決定をするということになっております。

今回、基本的には全国一斉に3月18日を目途に原子力防災計画を策定するようにと国から流れてきておりますが、職員2人、昨年から夜遅くまで仕事してきており、きちっとした手続きをするとどうしても間に合わないということがあったり、原子力防災の委員会などプロジェクトを設けておりますが、その専門委員会の中でもしっかりと議論をすることで、これまでの計画にしたものであります。

今回、この原子力防災計画編についてご審議をいただき、これを受けて最終的な判断をして道に提出し、最終的な調整を図りたいと思います。

この時間、忌憚のない意見を賜れば大変ありがたいと思います。

それではよろしく願いいたします。

それでは、議事に従って、地域防災計画の一部修正案について事務局から説明をお願いします。

2. 議事（概要）

（1）ニセコ町地域防災計画の一部修正（案）の意見交換

事務局：地域防災計画に入っていなかった原子力防災対策が入ってきました。節が変わったり、項目が追加されたり、名称が変更されたものを修正しました（事務局のニセコ町地域防災計画一部修正内容の説明詳細については「資料1」「資料2-1」「資料2-2」を参考）。

会長：この「資料2」で文言の整理であるとか、機構改革による名称の変更だとか、関係機関の名称変更などが改正になっていきます。地域防災計画の一部修正案について、何かご質問ありますでしょうか。

一番大きな点は、新旧対照表で21頁になりますが、原子力災害対策という項目が追加されたことが大きいかと思いますが、何かご質問ありますでしょうか。

各委員：特段ありません。

会長：それでは、議案（1）のニセコ町地域防災計画の一部修正（案）について、ご承認頂いたということで次に進めていきます。

（2）ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）案について

・計画策定背景の説明概要

事務局：原子力防災計画の概要、フロー図、この資料を使って説明します。

（事務局のニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）案の説明詳細については「資料3」「地域防災計画（原子力防災計画編）」の概要、「町村原子力防災計画作成フロー図」を参考）。

策定の背景は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所における事故の発生、国の法整備及び指針の策定あり、国の原子力政策の「推進」と「安全規制」が分離され、独立性の高い組織として「原子力規制委員会」が発足。「原子力災害対策指針」においては、原子力発電所から概ね半径30kmの地域が「緊急時防護措置準備区域：UPZ」とされ、当該地域を含む自治体では、「地域防災計画（原子力防災計画編）」を平成25年3月までに策定することが義務づけられました。

平成24年度10月の原子力災害対策指針の決定を受け、これまでの「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」を見直し、平成25年1月10日に修正決定。泊発電所を中心に半径5km以内の地域を「即時避難区域：PAZ」とし、半径30km以内の地域を「緊急

時防護措置準備区域：UPZ」として設定し、泊村をはじめ13町村が「地域防災計画（原子力防災計画編）」を作成することになりました。

・ニセコ町の計画検討の説明概要

事務局：ニセコ町としては、昨年の10月から原子力防災専門委員会を開催しています。

1回目は平成24年10月3日、2回目は12月4日、3回目は平成25年2月21日、4回目は3月26日の4回開催しています。

この委員には、町職員3名、町内有識者3名、学識経験者1名、町の一般公募による方2名が入っている専門委員会です。専門委員会を4回開いた中で、ニセコ町の原子力防災計画編の策定に向けた議論をしてきたところです。

この計画の素案は、3月11日から意見募集し、3月26日の第4回原子力防災専門委員会で協議して本日を迎えています。専門委員2名からもたくさんの意見を頂き、町民の方から1件電子メールで意見を寄せられたところです。それを受けて26日の専門委員会で議論を重ねました。

この他、避難等で必要な、避難計画にあたる退避等措置計画編については継続してこの後原子力防災専門委員会で協議を続けますが、福島事故の教訓や放射線等拡散シミュレーションの活用、避難計画による科学的見地、行政機能の継続性ですとか、住民自治の確保方法に配所しながら早期の完成を目指したいと考えています。

それと町民・住民へ向けて、新たな防災マップの作製、避難行動マニュアルの作成も必要であることから、住民参加を得ながら分かりやすく利用しやすい資料作成に努めていきます。

・計画策定に係る時期や経過について

事務局：広域避難先は道がホテルのある市町村に協議をしている最中です。

本町においては避難計画の素案を今月から5月下旬までを目途にと進めています。広域避難については、北海道は今回自家用車を使うルールも認めるとなりましたので、その辺も協議していかなければなりません。25年6月以降は住民説明会などができればと考えています。道においては原子力防災計画編のさらなる修正をし、それを受けて町村も本日、決定予定の防災計画をさらに見直していくこととなります。

道では避難時下の推定シミュレーションを4月から業務委託いたしまして、各路線の混雑状況などをシミュレーションするということで、完成は9月中を考えているそうです。

それを受けて本町では避難計画の見直しがさらに10月以降に入ってきます。

ということが原子力防災計画各編のフロー図になるかと思えます。

これらの経過を踏まえて素案から一段ランクをあげて本日案として出させて頂いたのが、原子力防災計画編の案ということです。

・原子力防災計画編案（素案からの修正）の主な説明内容について

事務局：修正部分の説明を簡単にします（事務局の説明詳細内容については、「地域防災計画（原子力防災計画編）案」を参考）。

第一章の計画の基本方針ではもう少し詳しく記載した方がよいということで追加・削除など修正を実施。

自衛隊業務について、専門委員会の中で論議になったのが、福島事故のときは燃料が搬送されなかったことがあり、燃料の輸送について入れてはどうかという専門委員から意見があったが、「人員及び物資」で物資の中に燃料を含むということでありました。

19頁に、民間業者の原子力拡散シミュレーションの参考の追加。

・原子力防災計画編案の意見交換について

会長：6 ページの公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の中で、専門委員会の議論の中では、例えば道の駅とか綺羅乃湯の位置付けとかは議論になっていないのか。記述としては、避難誘導計画ではけっこう重要な施設かなと思う。

事務局：なかったです。

会長：みなさんもなにかございませんでしょうか。

会長：道の駅は記載できるか？政策としては、あまり必要ない？

事務局：記載できると思います。

会長：国土交通省、北海道開発局に、今、道の駅ニセコビュープラザを防災拠点として町として整備していきたいとお願いをしております、一つが電線の地中化、それからワイファイと言いますが、そういったスマートフォンでその地区に行くと色々な防災情報が見れたり、情報の拠点化ができないかと考えております。この辺もし可能であればまた後で調整させていただき、考えた方がいいかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局：はい。

会長：標準装備として道から指示があったり、国が全体で動いていく事項は、全部大きな章として記載しているほか、事務局から説明があったこの原子力防災計画編の概要編を見ていただければわかりますけれど、町の重点事項としてあえて入れ込んでいるものがいくつか記述としてありますので、町の重要事項として特別項、各節ごとに入れてある部分が、町が追加で入れている部分です。

事務局：よろしいですか。この計画を作るにあたりまして、原子力防災専門委員会を開催しております、今日の委員さんの中にも何名か専門委員会に入っている方がいらっしゃいます。一旦3月段階でこの案というかたちで今日決めることとなりますが、この計画編につきましても、これから退避等の計画を練っていきますが、これを進めていく中で、この計画編にからむものが沢山出てくると思っていますので、この計画編についても今後、それら退避等計画に沿ったかたちでの修正がどんどん出てくると思っていますので、その点、ご承知おき願いたいと思います。

そして先ほどご説明がありましたように、北海道の修正も各段階で出てきますので、それらとあわせて、専門委員会で協議いたしまして、修正していくのでよろしくお願いいたします。

事務局：事務局から、20 頁の緊急時通報連絡体系図の表が載っておりますが、これにつきましては、北海道が作成したものをそのまま載せています。これを町民が見たときに分からないのではというご意見もあり、ニセコ町を中心とした形のを今後作っていかなければならないと考えており、次回の修正の際には、そういうものも考えていきたい。

その他、21 頁の表ですが、区分のところ、「初期レベル」や「警戒レベル」がありますが、このレベルというの、国際的な機関の名称が「レベル」で使っていたりするので、そういう部分も考えていくという話で、ある程度の課題は残っているのは現実ですが、その辺も含めて、次回、修正までにはもう少し見やすい形にして欲しいという意見もあります。以上です。

委員A：避難訓練のように実際に動いてやられたほうが我々は解りやすいです。専門的な用語がたくさんあって、周知するにしてもなかなか難しいと思うので、何かの機会に、書面上でもいいから、人を動かすようなことをやっていただければありがたいと思います。

会長：今年も避難の訓練も含めて、防災訓練をやりますので、そのなかでも具体的な作業をやろうと思えますし、避難誘導計画はこれから具体的に作るので消防との議論をして進めていきたい。

委員B：この時点では計画編を速やかに承認して、退避計画を進めていただきたい。ニセコ町は毎日の人口が極端な千人単位で移動することもある。それで、速やかにマニュアル

ルを作るにあたって、他町村と比べても相当問題が出てくるだろうと考える。そういったことで、速やかに原子力避難計画編を策定されて、訓練を実際に行うことによって、日々の訓練の積み重ねで、緊急時はスムーズに避難できるかなと思いますので、計画編はそういうふうに住民として思いました。多少のことは後から出てくると思うので、そういうことで対応してほしいと思います。

会長：「地域防災計画（原子力防災計画編）」、ご承認いただいたということで最終的に詰めをして道に報告したいと思います。

・その他の意見交換について

会長：経過として、私の方から、町村長を含めた動きですが、ひとつは泊周辺4町で作っていた会の中に、30km圏の首長と羊蹄山麓の消防組合が機関として入ってこれまで議論させて頂いています。

後志町村会の中でもこれまで何度か協議して、安全協定を是非30km圏に関わらず、被害が及ぶ範囲全部を対象にしてくださいということを再三、北海道電力の社長と北海道知事に対して行ってきました。後志の市町村について、そういった情報の協定を結びましょうということですのでこれは結んでおります。(北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会：構成員は大学教授等学識経験者、UPZ13町村長、UPZ3消防長)

その中でこれまでの経過としては、泊を含めた4町の共和、岩内、神恵内は古くから、原発が出来たときから深い関係があります。それ以外は、まったく原子力に関して関わりがないかたちできておりますので、同じテーブルで会議を開いても熟度が違うということがあって、その4町とは別に泊発電所周辺市町村の首長の委員会である協議会を作っております。(泊発電所周辺市町村協議会：構成員は泊周辺4町村を除く後志16市町村長)

代表は現在、蘭越町長にやって頂きまして、その中で情報共有をしながら、周辺4町とは別の視点でこの地域の安全をどうするかという議論を進めているところです。それから、それと別に昨日発足がありましたが、北海道の副知事を代表とする連絡会(泊発電所の安全確認協定に関する連絡会：構成員は北海道副知事、北海道電力(株)副社長、後志16市町村長)を作っており、それは後志の市町村が入っております。基本的には情報共有を図るということでありまして、昨日の会議でも、宮内蘭越町長から、職員を随行させることがOKになっていますが、そのなかで職員だけでは専門性がないから分からないので、それぞれの市町村が指定する専門家が同行してもいいのではないかという意見がありまして、それについては検討課題として道の預り検討というような状況です。

それから、平常時も含めて各市町村から5品目ずつ農産物、海産物を出して、ずっと追跡調査をしていく。そのことによって、放射能レベルの増減や異常がないか判断していこうというのが状況です。

事務局：会長の最後の部分の話は参考資料として配布しています。その一つとして環境放射線測定計画が北海道で取り組むことになっております。今回新たに、4月から空間放射線の測定を開始します。

現在、ニセコ町では消防ニセコ支署の前で、毎日職員の方をお願いして、空間放射線を測っているところですが、この度、北海道が学校給食センター裏の所にモニタリングポストを設置いたしました。それが4月から稼働いたします。併せて、この測定については24時間365日測定しおりました、それを北海道のホームページで常時見られるようになります。ニセコ町役場にも、談話室内にモニターを取り付けまして、4月以降それで確認することもできますし、この後、町のホームページにリンクを貼りまして、町民の皆さまにお知らせしたいと考えているところです。

それと、環境資料中の別紙2のほうですが、まずひとつは飲料水です。それから農畜産物、海産物ということで行います。

水については年1回、第4四半期に北海道が実施することになっております。

農畜産物関係について、ニセコ町は、小豆、かぼちゃ、小麦、牧草を測っていくということですが。

品目の変更について昨日質問がありましたが、出来れば、毎年同じものを測っていきたいということであり、協議はするが、基本的に同じものを測定していきたいという回答があったところです。

会長：この品目の選定は原子力防災専門委員会の中での決定ですか。

事務局：いいえ、各市町村に任されたので農政課、農協さんと打ち合わせしてこの品目を出しました。

会長：牧草を選定したのはニセコ町だけですね。牧草が一番放射能の影響を受けやすいそうです。なぜニセコ町で出すのですかというふうに言われました。あえて敏感なものを出すことのほうが、より早く分かるわけですから、これはこれでいいのではないかと思います。

委員C：国から避難の指示が出てからだ、実際に事が起こったときにやっぱり、一番危険なところに警戒に行くか、役場などに避難している人の名前、どこに何名いるか把握していかなければならないので、もし信号が止まってしまっていたら、どう対応するのか。道路が崩壊したら迂回路どうするのか、約束を守らないで車で出ちゃう人がいたらどうするのか、あとはお年寄りで歩けない人を誰がどういうふうに乗せていくのか、それをどこに収容するのかというのを、事が起こるとみんなパニックになるので、それができるだけ やっていただけたらいいかなと思っております。

東日本大震災の時は支所の人何名かが役場に詰めてとにかく連絡役の人をついたり、末端の警察官は港に行って津波の対策をしたりというふうになっていました。そういう町のみなさんに頼るところが大きいので、細かく設定していただけると本番では通用するかなと思います。

前回、中央地区からここに避難するときも、信号はそのままいきますよということで進めましたが、実際に道路使用許可をとれば、たぶん信号を止めてできると思っておりますので、そういう実践的なことをやりたい場合はこちらとしてもお手伝いができるかなと思っております。

会長：また避難誘導計画を作る過程と、実際作った後の避難訓練でご指導と、一緒になってやりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

会長：自動車の台数は今調べていますか。

事務局：道から自動車の台数を地区別で調べてくれという話があったのですが、まだ来ていません。軽自動車であれば町村で把握できるのですが、自家用車になってしまうと、登録した総台数はわかるのですが地区ごとにはちょっと大変だと思います。

会長：これも町村長の入った会議でもずいぶんと議論になりました。自動車を認めると大変なことになるのではないかと。交通渋滞が起こったり、適正な避難ができないと反対された首長もおられたのですが、最終的には道庁との調整の中で、一応自動車も入れて、各自治体でそれぞれ判断するという方向で一応認めるということになりましたが、一定程度、自動車はだめということにはきつとまらないのではないかと思います。その辺も台数を含めて調査をしていかないと、かえって逃げたくても逃げられないという状況の可能性も高いと思うんですね。この辺も今後詰めていきたいと思っております。

委員D：高齢者の避難について、今、111名ほど登録されていて、その具体的な避難経路とか、こちらで決まっていけば、一人ひとりに計画を作っていくという考えでおります。

事務局：具体的な項目や避難はこれから作っていきます。会長が話したとおり10月末頃に今回も防災訓練を行いますので、消防団のみなさんも参加していただいて、皆さんでできればと考えています。

委員E：これからの避難計画を立てるにあたって、避難経路や実際に災害が起きて、その避難経路の安定性の確認や避難所自体の建物の構造の安全性の確認が当然必要になってきますが、そうすると技術的な部分になるわけですから、今日来られている建設業協会

の方の協力がどうしても重要になってくると思いますが、その協力体制を避難計画の中で謳えるような形をお願いしたいなというところです。

避難経路自体も被災を受ける可能性もありますので、応急となると、どうしても機械ですとか、建設業協会の協力がなければ相当厳しい部分がありますので、どこかで協力体制を謳える形にして欲しい。

会長：計画の中に盛り込むと同時に、やっぱり協定を個別に結んでおく必要があるかと思っています。

委員B：前回、平成12、3年頃かな、ニセコ町とは台風やいろいろな気象災害とか災害があった時には、協会は協力しますよということは協定で取り決めしてあるんですが、その内容等をまた詳しく掘り下げて文章化して、しっかりとみんなで情報共有していけば、それはもう協会の協力は惜しまないですし。それは避難計画に盛り込んで、協会の部分も必要な部分があるのではないかなと思います。

事務局：連携協定はまだ結んでないですか。

委員B：町とは災害時の緊急対策の対応は協定を結んでいる。ニセコ町建設業協会とニセコ町が。原子力に関してではなく、台風や水害といったときに、会長なり事務局に連絡がきたら、一社二社で対応できないときは、協会全部で色々なあらかじめ資機材のリストを作っておいて、連絡をつけてという、そういう協定は結んでいる。

会長：防災計画はそもそもの20年前に作っており、建設業協会や医療機関と結んだものを確認して、整理させて頂きたいと思います。

委員A：もしことが起きたときに、避難誘導させるため、白い防護服などはありますね。あれは放射能がもし浴びた時にはどうなんですか。

事務局：今回、道から幾分か防護服なり防護靴が配布されることになっています。それで消防団員さんの分と消防職員さんの分は要望した数量全部きますので、それはお渡しできるかと思っています。道も、予算の都合もあるものですから、国からの交付金で購入しています。5年計画の中で、きちっとした数量を確保するようにして、各町村に配布対応するというようにしているそうです。

その中で今回ニセコ町に来るのは、専用の緊急連絡体制です。それが今月中に全部セットされます。テレビ会議システム、IP電話、IPファックス、コンピュータ関係が一式と広報用の車両です。SUVタイプの2000ccのスピーカーが付いたものです。それが今回24年度末までに入ってくる予定になっています。

道は5年計画で、広報車両については、UPZといわれているニセコ町を含む町村には2台、それから要援護者用の車両を1台を整備して対応するという計画を立てています。

会長：新年度から441万円の防災関係の備品を買ったり、そういった対策費用にということで、基本的に用途は町村の自由ですよということで、道から交付金がきますので、訓練であるとか、そういった備品関係を整備していきたいと思っています。

事務局：それとニセコ町で今予定しているのは、防災用無線機です。今車に積載しているものと、ハンディの無線機がありますが、それをあと6~7台増やしたいと思っています。全部アナログの無線です。ニセコ町も計画書を総務省に出してまして、2030年くらいまでには、デジタルに全部交換しますという計画を出しています。

会長：どうでしょうか、よろしいでしょうか。この後、随時また具体的な避難誘導計画、退避等の作業作りに入っていきますので、気付いた点があれば随時、うちの防災グループにご連絡いただければ対応してまいりたいと思いますし、また、退避計画については関係機関との調整が相当大変かとは思いますが、関係機関のご意向を取りまとめて進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

・閉会のあいさつ

会長：本日は大変お忙しい中、時間を取って頂きましてありがとうございます。今般の意

見等踏まえて、最終案を確定し、道に報告、随時修正していきたいと思っております。

それから町としては、これまで飯館村の村長さんに来て全村避難をしたときの苦しみを含めて課題についてお話をして頂きました。

先般は、南相馬市の課長に来て頂きまして、自治体職員の立場から、相馬の一部地区は全村やっていますし、私も一昨年相馬に行かして頂きましたが、南相馬ではかなり除染をやったんです。ところがほとんどまた放射能レベルが戻ってきている。結局、高い所に飯館村はありますので、風の影響、それから雨が降ればそういった水が流れてくる、結局また戻ってくる、また除染をする、そういったことの繰り返しのようにあります。飯館村の村長さんが言われたことで私が一番心に残っているのが、色々な災害が日本にはあるが、普通災害があれば地域や家族は団結するものだと。だけどこの放射能の災害だけは、家族の絆も断ち切って、親との関係も断ち切る、夫婦も放射能で辛い目にあって溝ができています。そういう大変なものである。二度とこのような飯館村を他につくるようなことはしないで欲しい。ということ強く訴えられていましたし、これまで南相馬は、あそこは合併した町村ではありますが、できるだけ民間委託、行政の規模を縮小しようと努力をしてきた。ところが実際、放射能のこういうことがあった場合に、民間のみなさん殆どが自主避難をしてしまったと。倉庫のカギを持っていなくなったり、センターの鍵も使いたくてもいない状態があったり、今後、民間委託の推進のときにはそういう対応をきちっとするべきではないかという反省点を述べられておりました。

そうした福島の実状や教訓を踏まえて、より良い計画づくり、あるいは実践的なものに私たちはしていく義務があるかと思っておりますので、今後みなさんのお知恵を得ながら、できるだけ実行性の高いものを作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

本日はありがとうございました。

以上